

■ 空き家にしないために（予防）

相談
事例

3

法定相続人がいない場合は、どうしたらよいでしょうか？

相談者	所有者本人
相談内容	・相談者の母親が他界し、マンションを相続することになったとのことです。 ・相談者は一人娘で、子供もおらず、相続人がいないため、相談者が亡くなった後は空き家になることが予想され、心配で相談にいらっしゃいました。

建物概要	種 類	共同住宅	面 積	延床 70 m ² （1室）
	築年数	35 年	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造

母のマンションを相続したけど、
兄弟も、子供もない
私が亡くなったら、どうしたら・・・



<お悩み解決プロセス>

状況 課題

- ・相続人がいないため、相談者が亡くなった後は空き家となるおそれのある状態でした。

提案

- ◆ご親族との関係性などを入念に聞き取りし、親族に遺贈※する旨の遺言を作成すること、また、親族が相談者よりも先に亡くなった場合の予備的遺言を入れることを提案しました。

※遺贈：遺言によって財産を与えること。

解決

公正証書遺言を作成

- ・公証役場にて、公正証書遺言を作成し、相談者が亡くなった後は、従妹に遺贈することにしました。
- ・遺贈後にトラブルとなることの無いよう、その後の処理方法についても遺言に盛り込むとともに、従妹が相談者よりも先に亡くなった場合の予備的遺言を入れることで、相続者にとって安心していただける内容で遺言書を作成することができました。
- ・また、同時に発生するお墓やペットの問題についても、ご相談にのり対応しました。

相談者の声

相続人がいないため心配していましたが、安心しました。

解決のポイント

法定相続人がいない場合は、遺言書を残しておくなど、将来、空き家にならないよう、早めに専門家に相談しましょう。



心配だったけど、
相談してよかった！

遺言についてはP38をご確認ください。